

福島県電子処方箋の活用・普及促進事業事務局運営業務委託

一般競争入札  
入札説明書

令和6年9月  
福島県  
薬務課・地域医療課

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件「福島県電子処方箋の活用・普及促進事業事務局運営業務」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

## 1 発注者（契約権者）

福島県

代表者 福島県知事 内堀雅雄

## 2 入札に付する事項

### (1) 業務名

福島県電子処方箋の活用・普及促進事業事務局運営業務

### (2) 業務の内容

別紙契約書（案）及び仕様書のとおり

### (3) 履行期間

令和6年9月24日から令和7年3月31日まで

### (4) 履行場所

福島県庁西庁舎6階（福島県福島市杉妻町2番16号）

## 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

(6) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

## 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に次に示す書類を添付して、下記5の（1）に示す場所に持参又は

郵送（メール便その他これに類する方法を含む。）により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、資料作成等に必要となる費用は入札者の負担とし、一度受領した書類は返却しない。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア 履行実績証明書（様式6）

国又は地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回にわたり締結し、これらすべて誠実に履行した過去2年間の実績。

イ 履歴事項全部証明書（コピー可）

ただし、提出日3ヶ月以内に発行されたもの。

ウ 納税証明書【未納の税額のないことの証明（法人税、消費税及び地方消費税）その3の3】（コピー可）

ただし、提出日3ヶ月以内に発行されたもの。

エ 納税証明書【県税関係 福島県税を課税されている者のみ】（コピー可）

ただし、提出日3ヶ月以内に発行されたもの。

オ 営業所の所在地が確認できる書類（会社要覧・パンフレット等）

## (2) 提出期限

令和6年9月12日（木）午後5時15分まで（必着）

## (3) 結果通知

令和6年9月13日（金）以降、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）をファクスにより通知する。

なお、開札日に原本と引換えを行うので、ファクスで受信した資格確認通知書を持参すること。

## 5 入札書の提出場所等

(1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先

郵便番号 960-8670

住 所 福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎7階

機 関 名 福島県保健福祉部 薬務課

電 話 024-521-7232

F A X 024-521-7992

メ ー ル yakumu@pref.fukushima.lg.jp

(2) 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和6年9月19日（木） 午後1時30分

場 所 福島県西庁舎3階316会議室

（福島県福島市杉妻町2番16号）

## 6 入札書の提出方法等

(1) 入札者は、指定の入札書（様式3）により、上記5（2）に示す日時及び場所において提出する

こと。

(2) 代理人をして入札する場合は、委任状(様式4)を上記5(2)に示す日時及び場所において提出すること。

(3) 入札書には、次の事項が記載されなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

なお、押印を省略する場合は「本件責任者及び本件事務担当者」の氏名、所属部署名及び連絡先を記載すること。

ウ 代理人として入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。(押印を省略する場合は上記イに同じ)

エ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

## 7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納め、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249条第1項第1号又は第2号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。(入札保証金納付免除申請書(様式5)に保険証券又は履行実績証明書(様式6)を添付して令和6年9月12日(木)午後5時15分までに、上記5の(1)に示す場所に提出すること。)

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条による。

## 8 開札等

(1) 開札は、上記5の(2)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書(ファクスで受信した資格確認通知書を持参すること)

イ 委任状(代理人をして入札する場合のみ)

ウ 福島県が発行する入札保証金に関する領収書(入札保証金を現金で納付する場合)

(3) 開札は、入札者及びその代理人に立ち合わせて行うものとする。

- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場において再度入札を行うものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとみなす。
- (5) 再度入札は、2回までとする。
- (6) 上記(5)による再度入札においても落札者が決定しないときは、再度入札の2回目で低価格の入札をした3者(入札者が3者未満の場合は、その入札をした者)による随意契約に移行する。その際は、見積書(様式3)に必要な事項を記載して提出すること。

## 9 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式7。以下「質問書」という。)により関係職員に説明を求めることができる。なお、質問書の提出期限は、令和6年9月12日(木)午後5時15分までとする。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
  - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合(談合)した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 10 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

## 11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名又は押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び本件事務担当者」の氏名、所属部署名及び連絡先の記載がない入札も含む）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字その他により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人物が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は福島県において特に指定した事項に違反した入札

## 12 落札者の決定方法

- (1) 入札金額が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 13 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 落札者は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により前項の契約保証金を納めるものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

## 14 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印すること。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したと

きに確定するものとする。

## 15 契約条項

委託契約書（案）及び財務規則による。

## 16 委託業務の仕様等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問があるときは、次の要領で行うこと。

- (1) 質問書により書面で行うこととし、電話その他口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、原則として上記5の(1)に示す場所に郵送又はファクスにより提出することとし、送付の後電話で確認を取ることを。
- (3) 質問書に対する回答は、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式7）によりファクスで質問者に回答するとともに、上記5の(1)に示す場所及び福島県保健福祉部ホームページで閲覧に供する。
- (4) 質問の受付期間は、公告のあった日から令和6年9月12日（木）午後5時15分までとする。

## 17 その他

- (1) この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について、入札前に説明を求めることができる。
- (2) 入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (4) 入札から落札者の決定までに入札者が上記3に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (5) 入札説明書等に記載された内容の無断転載及び転用を行ってはならない。